



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

133	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
134	生活保護法による指定医療機関の休止	( " ).....	2
135	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	2
136	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	2
137	生活保護法による指定医療機関の変更	( " ).....	2
138	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
139	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
140	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
141	救急診療所の認定	(医務課).....	4
142	南紀用水土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	4
143	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
144	〃	( " ).....	6
145	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	6
146	〃	( " ).....	6
147	〃	( " ).....	7
148	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
149	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
150	平成30年度和歌山県立図書館資料(逐次刊行物)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	8

### ○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	9
------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋楽新 12-26	けやき薬局	橋本市城山台二丁目45-69	平成 29.11.30

田医新 11-26	野口胃腸肛門外科医院	田辺市朝日ヶ丘11-7	平成 29. 11. 30
--------------	------------	-------------	------------------

## 和歌山県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
有市医新 17-26	楠本クリニック	有田市初島町浜1438	平成 29. 3. 20

## 和歌山県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬新 38-29	けやき薬局	橋本市城山台二丁目45-69	平成 29. 12. 1
田医新 81-29	よしい眼科	田辺市上の山一丁目14-34	平成 30. 1. 11

## 和歌山県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田柔新 6-29	富田修司	すまいる整骨院（柔道整復） 田辺市東山一丁目6-3	平成 29. 12. 12

## 和歌山県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
御医新 23-26	森島医院	もりばた医院	御坊市塩屋町北塩屋1087	平成 29.7.1

#### 和歌山県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30722016 54	合同会社Seed	ケアセンターめばえ	和歌山県田辺市芳養町 808-35 エクセルピュ ア1F	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 30.2.1 平成 30.2.1	平成 36.1.31 平成 30.3.31

#### 和歌山県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3010120 917	ヘルパーステーションアイリス	岩出市吉田252-4	居宅介護 重度訪問介護	合同会社アイリス	岩出市吉田252-4	平成 30.1.28

#### 和歌山県告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011800 418	チェリー岩出	岩出市西野211-1 ランデックス恵103号室	就労継続支援A型	身体障害者（ 肢体不自由及び聴覚・言語障害）	合同会社ひまわり	岩出市高瀬16-4	平成 30.2.1

知的障害者  
精神障害者

## 和歌山県告示第141号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 辻秀輝整形外科
- 2 所在地 海南市名高178-1
- 3 有効期限 平成33年2月3日

## 和歌山県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により南紀用土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 退任した役員（平成30年1月19日退任）

職名	氏名	住所
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	宮本正信	田辺市稲成町3006番地
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	田中秀章	田辺市秋津町189番地の2
理事	久保賢一	日高郡みなべ町東本庄284番地
理事	岩本進	日高郡みなべ町西本庄132番地
理事	丸山正巳	日高郡みなべ町西本庄1275番地
理事	大久保博司	日高郡みなべ町谷口604番地1
理事	上田貴吉	日高郡みなべ町筋228番地
理事	武田光央	日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1
理事	大面孝	日高郡みなべ町晩稲1524番地3
理事	竹中由郎	日高郡みなべ町晩稲340番地
理事	團栗敏夫	日高郡みなべ町熊岡120番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	谷本吉弘	日高郡みなべ町埴田17番地
理事	形部榮一	日高郡みなべ町山内852番地
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	橋本謙治	田辺市上芳養537番地の1
理事	芝本喜生	田辺市中芳養1687番地
理事	山崎義秋	田辺市芳養町1881番地
理事	杉若陽一	田辺市上秋津4223番地の2
監事	松下宗生	田辺市芳養町3781番地
監事	寺柿利彦	日高郡みなべ町西岩代1203番地
監事	植野敏彦	日高郡みなべ町東本庄1253番地

## 2 就任した役員（平成30年1月20日就任）

職名	氏名	住所
理事	久保賢一	日高郡みなべ町東本庄284番地
理事	岩本進	日高郡みなべ町西本庄132番地
理事	池添美久仁	日高郡みなべ町西本庄1127番地
理事	上田貴吉	日高郡みなべ町筋228番地
理事	武田光央	日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1
理事	大西巖	日高郡みなべ町晩稲1429番地
理事	吉本啓次	日高郡みなべ町晩稲612番地
理事	團栗敏夫	日高郡みなべ町熊岡120番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	形部榮一	日高郡みなべ町山内852番地
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	橋本謙治	田辺市上芳養537番地の1
理事	尾鼻秀一	田辺市中芳養99番地
理事	山崎義秋	田辺市芳養町1881番地
理事	谷口文治	田辺市稲成町1292番地の1
理事	中山純一郎	田辺市上秋津38番地の1
理事	田中秀章	田辺市秋津町189番地の2
理事	大久保博司	日高郡みなべ町谷口604番地1
理事	二葉美智子	日高郡みなべ町東本庄1737番地37
監事	山崎智弘	日高郡みなべ町東本庄1618番地
監事	寺柿利彦	日高郡みなべ町西岩代1203番地
監事	岸本秀二	田辺市芳養町3857番地の1

### 和歌山県告示第143号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第144号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第147号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第148号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）

2 作業期間 平成30年1月19日から同年3月27日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

**和歌山県告示第149号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3407	有田郡有田川町大字水尻字久道496番1の一部、503番1の一部、里道	和歌山市南材木丁二丁目10株式会社フジシマ不動産代表取締役 藤林正樹	平成30.1.31	6.00	64.50

## 和歌山県告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成30年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務

## (2) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、平成30年2月9日（金）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に登録されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、キ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成30年2月9日（金）から同年3月6日（火）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年2月28日（水）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年2月9日（金）から同年3月6日（火）までの月曜日及び2月13日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年3月23日（金）までに郵送により送付する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）及び月曜日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日及び月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所で受け付ける。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成30年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年2月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料 (逐次刊行物) 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

平成30年4月1日 (日) から平成31年3月31日 (日) まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第150号に規定する和歌山県立図書館資料 (逐次刊行物) 納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

平成30年2月9日 (金) から同年3月6日 (火) までの月曜日及び2月13日 (火) を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の (1) に同じ。

(2) 期間

3の (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、平成30年2月28日 (水) までの月曜日及び2月13日 (火) を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

平成30年3月27日 (火) 午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成30年3月27日(火)午後1時30分までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

入札者は、資料(逐次刊行物)の本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に対する納入金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の割合(百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。)を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、仕様書において示す納入資料(逐次刊行物)の予定金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料(逐次刊行物) 予定金額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料(逐次刊行物) 予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9510

(2) この一般競争入札は、平成30年2月和歌山県議会定例会において、平成30年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。